

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

令和4年10月12日

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項、同法第3条第1項及び同法第11条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、個人事業主、フリーランス及び法人向けに、金銭債務の支払いを代行する立替払いサービス（以下「本サービス」といいます。）の開発及び運営を予定しております。本サービスの概要は以下のとおりです。

#### (1) 本サービスへの登録

本サービスの利用を希望する個人事業主、フリーランス及び法人（以下「ユーザー」といいます。）は、本サービスの利用に際して、本サービスのウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）において、あらかじめ照会者の定めた利用規約及びプライバシーポリシーに同意の上で、メールアドレスを登録します。ユーザーの登録したメールアドレスに認証用パスコードが送付され、送付されたパスコードを本サイトに入力し、照会者がユーザーのメールアドレスに送付したパスコードと入力されたパスコードが一致するとメールアドレス認証が完了し、ユーザーの基本情報を入力する画面に推移します。ユーザーは氏名、性別、職種、月間平均売上、本サービス利用時に使用するパスワードの入力を行います。

その後、携帯電話番号を入力する画面に推移し、認証を行います。登録された携帯電話番号に照会者より自動で架電し、認証パスワードを伝えます。ユーザーは電話で伝えられたパスワードを本サイトに入力します。その後、ユーザーは、本人確認のために運転免許証等の本人確認書類を本サイト上で照会者に提出し、本サービスへの登録が完了します。

#### (2) ユーザーの反社チェック

照会者は委託先企業を通じて、(1)で提出された本人確認書類が適正であるかの確認を行い、ユーザーが反社会的勢力でないことの確認を行います。

#### (3) 本サービス初回利用の申し込み

ユーザーは初めて本サービスを利用する場合は、事業主である証明書（開業届、確定申告書等）、月収の申告及びその入金が確認できる証明書（金融機関の預金通帳等）を照会者に提出します。

#### (4) 利用上限額の設定

照会者は(3)で提出された証明書及び月収の申告を元に、ユーザーごとに、ユーザーに対して本サービス利用上限額を設定します。

#### (5) 本サービス利用の申し込み

(4)でユーザーの利用上限額が設定されると、ユーザーは本サービスの利用申し込みを行うことができます。この際、振込先、振込金額、振込先の口座情報、希望振込依頼人名、利用目的を本サイトに入力し、申請をクリックすることで本サービス利用の申し込みが完了します。

#### (6) 照会者による審査

照会者は(5)でユーザーからの本サービス利用申し込みがあった場合、以下の確認を行います。また、申し込みがあった振込先企業の反社チェックも(2)と同様に行います。

- ① 振込先がユーザー本人ではないこと及びユーザー本人が役員等になっている法人ではないこと（履歴事項全部証明書を取得し、役員に関する事項にユーザーの名前がないか等の方法で確認）
- ② 振込先が金融機関ではないこと
- ③ 振込先が個人ではないこと

(7) 立替払い

これらの審査が完了すると、照会者は(5)の申し込みを承諾し、立替払いを実行します。

(5)の申し込み内容に従い、照会者より振込先に送金を行います。

(8) 本サービスの利用料

ユーザーは(7)の照会者による立替払いを実行した日の属する月の翌月末までに照会者が送金した金額に加え、本サービスの利用料として当該送金金額に10%を乗じた金額(消費税額、地方消費税額を含む)を、照会者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払います。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 照会者の見解

照会者は、以下に述べるとおり、本サービスは貸金業法第2条第1項が定める「金銭の貸借の媒介」に該当しないため、照会者が本サービスを提供することは、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当せず、同法第3条第1項及び同法第11条第1項に違反するとして、同法第47条第2号の罰則の対象になるものではないと考えます。

(2) 照会者の見解の根拠

- ① 貸金業法第2条第1項によれば、「貸金業」とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう」とされています。
- ② 「手形の割引」とは、割引の対象となる手形をその支払期日前に、期日までの利子(割引料)を差し引いた金額で手形所持人から銀行が買い取ることをいい、手形の振出人や割引依頼人自身が倒産や信用悪化に陥った場合には、銀行は割引依頼人に対して直ちにその手形を買い戻すように請求できるものをいいます。手形の割引が「貸付け」に含まれるのは、手形の割引が、形式的には手形を買い取る形式を取りつつ、手形の振出人がデフォルトした場合(手形が落ちなかった場合)には手形を割り引いた銀行が、割引依頼人に買戻しを請求できることを捉えて、実質的には手形を介して銀行が割引依頼人に金銭を貸し付けたことと同一の機能を提供していると考えられるためです。

また、「売渡担保」は、目的物の売買契約の特約として、買戻しについて定め、売主の所有する物と引き換えに買主は売買代金を支払い、売主が受領した代金を買主に返還することによって、売買契約を解除し、売主に物が返還されることをいいます。

「売渡担保」も「手形の割引」と同様に、売買契約の形式をとりながらも、実質的には物を介在させることによって金銭の交付及び金銭の返還の約束がされていることから「貸付け」と同様の機能を有していることから、貸金業法上「貸付け」に含むも

のとしたと解されます。

- ③ 以上を前提として、本サービスが「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」に該当するか検討いたします。

まず、ユーザーは2項(5)本サービス利用の申し込みにおいて、振込先、振込金額、振込先の口座情報、希望振込依頼人名、利用目的を本サイトにおいて入力するのみであり、照会者に対し、手形、債権、その他の物が一切介在しません。「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」は売買契約の形式をとりつつ、実質的には物を介在して金銭の交付及び金銭の返還の約束が行われていると解されておりますが、照会者とユーザー間には何らの物も介在しないため、本サービスは「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付」には該当しないものと考えます。

- ④ 次に、本サービスが「金銭の貸付け」に該当するか検討いたします。

貸金業法には、「金銭の貸付け」に関する定義規定は設けられていませんが、典型的には金銭消費貸借契約を指すものと解されているところ、消費貸借契約は民法第587条において、「当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約して相手方からその他の者を受け取ることによって、その効力を生ずる。」とされており、金銭消費貸借契約においては、金銭の交付と返還の約束があるものをいうと解されています。(第198回通常国会参議院予算委員会(平成31年3月25日)における金融庁監督局長答弁)

第一に、本サービスにおいて照会者が金銭を交付するのは「ユーザーが負担する債務の債権者」であり、ユーザー本人ではありません。そもそも、照会者は送金先としてユーザー本人を指定することを認めておらず、上記2項(6)照会者による審査において、申請があった送金先がユーザー本人ではないことを確認したうえで送金を行います。本サービスにおいて、照会者がユーザー本人に金銭を交付することはあり得ません。

また、金銭消費貸借において、相手方に交付する金銭の使用目的は限られないものと解されている一方、本サービスは、すでに発生したユーザーの債務の弁済という特定の目的のためだけに金銭を交付するものであり、これを他の使用目的のために流用することは認められていませんので、金銭消費貸借とはその性質を異にするものと考えます。

第二に、照会者とユーザーの間には、返還の約束もありません。本サービスにおいて照会者は、ユーザーから申請された「ユーザーが負担する債務の債権者」への送金を委託されているに過ぎず、本サービスにおける照会者・ユーザー間の契約は、支払業務委託契約であると考えます(ユーザーが照会者に支払う手数料も、この支払業務に対する報酬であると位置づけられます)。

以上の理由により、本サービスは金銭消費貸借に該当せず、したがって「金銭の貸

付け」に該当しないものと考えます。

- ⑤ なお、ある事業者がグリーン解消制度を利用し、経済産業省に対して行った令和元年11月28日付照会に対する、同省による令和元年12月25日付回答をみると、金銭の立替払いの「貸付け」の該当性については、当該立替えが相手方に対する資金融通（信用供与）を目的として行われるものか否かという点について、その経済的効果や貸付けの実行判断の有無等に照らして実質的に判断する必要があると述べられています。

本サービスにおいて、ユーザーは、照会者が立替払いを実行した日の属する月の翌月末までに、同立替払いの額及び本サービスの利用料を、照会者に支払うべきものとされています。同立替払いからユーザーによる支払期日までの期間は短く、資金融通をなし得るほどではありません。また、前記「2.（4）利用上限額の設定」は、ユーザー自身に、これから申請しようとする立替払いが承認されるか否かの予測可能性を与えるために設定されるものであり、利用上限額まで資金を融通することを約束するものではありません。

本サービスの利用対象である個人事業主、フリーランス及び法人は、その事業に関連して多数の取引先に対し多数の支払債務を負っており、支払業務が煩雑になる状況にあります。本サービスは、取引先への送金業務を、照会者への申請という簡易な手続で済ませることにより、ユーザーにとって取引先への支払を失念する危険を減少させ、またユーザーを煩雑な支払業務から解放し本来の業務に専念させることを利益として提供するものです。また、ユーザーが複数の債務を有していた場合には、複数の債務の支払いを照会者へ一本化させることでさらに前述の利益をさらに増大させることができます。

以上のような本サービスの実態及び経済的効果からすれば、本サービスが相手方に対する資金融通（信用供与）を目的として行われるものとはいえないと考えます。

- ⑥ 以上の理由により、本サービスは「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介」に該当しないため、照会者が本サービスを提供することは、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当せず、同法第3条第1項及び同法第11条第1項に違反するとして、同法第47条第2号の罰則の対象になるものではないと考えます。

以上